

平群町立学童保育所運営規程

(学童保育所運営事項)

1 目的及び方針

放課後、家に帰っても児童を保護する者がいない児童に対し、安全な遊び場を与え、良い生活習慣を養うため、一定時間保育することを目的及び方針とします。

2 管理機関

平群町

3 実施学童保育所・所在地・電話番号及び定員

学童保育所1東（平群小学校区）	吉新2-2-13	☎45-2272	58名
学童保育所2東（平群小学校区）	吉新2-2-13	☎45-2272	58名
北学童保育所1（平群北小学校区）	緑ヶ丘1-4-1	☎45-1122	55名
北学童保育所2（平群北小学校区）	緑ヶ丘1-4-1	☎45-1122	33名
南学童保育所1（平群南小学校区）	椿井820	☎45-0331	38名
南学童保育所2（平群南小学校区）	椿井820	☎45-0331	38名

4 実施期間及び時間

(1) 実施期間 毎年4月入所から翌年3月31日まで

(2) 実施時間 平日の放課後から午後7時30分まで
(ただし、午後6時30分から午後7時30分までは各学童保育所の
支援単位1・2を合同保育として運営する。)

(2) 実施時間 学校の休業日は午前8時から午後7時30分まで
(ただし、午前8時から午前9時まで及び午後5時から午後7時30分
までは各学童保育所の支援単位1・2を合同保育として運営する。)

5 休所日

(1) 日曜、祝日、12月29日～1月3日

(2) 第2・4土曜日

(3) 自然災害等により警報が発令された時

(4) その他、平群町が特に定めた日

6 保育内容

(1) 健康で安全な遊びを通じての生活指導(学習の補充はしません。)

(2) 適当な休息、運動、自由読書、自由学習など。

(3) 集团的運動、レクリエーション、周辺散策、ハイキングなど適宜行うことがあります。

7 職員数

学童保育所1東	放課後児童支援員及び補助員 4名
学童保育所2東	放課後児童支援員及び補助員 3名
北学童保育所1	放課後児童支援員及び補助員 4名
北学童保育所2	放課後児童支援員及び補助員 3名
南学童保育所1	放課後児童支援員及び補助員 3名
南学童保育所2	放課後児童支援員及び補助員 3名

8 入所条件

平群町立小学校に在籍し、放課後帰宅しても家族（両親・祖父母等）が不在のため、保育ができない家庭の児童であること。

なお、家族が同居でも病気などにより保育ができない場合も含みます。（申込時に診断書が必要です。）

9 入所及び退所の手続き

- (1) 学童保育所に入所を希望する児童の保護者は、所定の申込書に必要事項を記入し、
- (1) 学童保育所または平群町こども支援課に提出するものとします。
- (2) 申込書には同居している家族（両親・兄妹姉妹・祖父母等）全員について記入してください。
- (3) 入所申込みに対しての可否は、平群町が決定します。
- (4) 入所を許可した場合、平群町は保護者にその旨を通知します。
- (5) 申込み内容に変更が生じた場合、保護者は平群町こども支援課に申し出てください。
- (6) 新1年生の児童が春休みから登所する場合は、それまでに学童保育所へ連絡し、持ち物等の
- (6) 確認を行ってください。
- (7) 学童保育所を退所するときは、保護者は退所届を学童保育所または平群町こども支援課へ
- (6) 退所希望日の属する月の末日までに提出するものとします。

10 入所の制限

- (1) 定員超過の場合は、低学年から順に入所を許可するものとします。
- (2) 8項に規定する入所条件を欠くに至ったとき。
- (3) その他、管理運営上、平群町が不適当と認めたとき。

11 保育料等

保育料	月額	3,000 円
	同一世帯において2 人目	2,000 円
	// 3 人目以降	0 円

教材費 月額 500 円

おやつ代 月額 1,800 円

※教材費・おやつ代は、月のうち1日でも出席したときは全額負担するものとします。

※月途中の入退所の場合、保育料の日割り計算は行いません。

※教育委員会の就学援助制度に該当する方は、こども支援課への申請により保育料等が減免されます。

12 送迎

児童の安全確保のため、学童保育所への送迎については開所時間内に保護者または 18 歳以上の同居家族が行ってください。

やむを得ず、閉所時間に迎えが間に合わない場合については、必ず学童保育所へ連絡してください。また、児童のみを帰宅させることは行いません。

13 昼食

学校で給食のない日は、保護者において昼食を用意するものとします。

また、新 1 年生の給食開始までの期間についても、保護者において昼食を用意するものとします。

14 学童保育中に怪我等の事故があったときは、応急の処置に努めますが、治療費については保護者が負担するものとします。

15 児童が学童の施設や備品、指導員の眼鏡等を破損させたときは、原状回復にかかる費用等は、保護者が全て負担するものとします。

16 学童保育時間外に発生した事象については、保護者の責任とします。

17 非常災害対策

緊急時の対応マニュアルを策定し、各学童保育所において定期的に避難訓練を実施します。

18 虐待防止

日頃より保護者との連絡は密にとり、児童虐待の早期発見に努めます。

また、必要に応じて関係機関と連携し対応を図ります。

平群町立学童保育所内における緊急対応時についての取決事項

◎警報発令時の対応について ※警報は、NHK 放送を基本とします。

《対象となる警報》

暴風・大雨洪水・大雨・洪水・大雪等が奈良県全域や平群町に発令されたとき

午前 7 時現在発令中

学童保育所は 1 日休所となります。

午前 7 時以降及び開所時間中に発令された場合

その時点で休所となりますので、迎えをお願いします。

なお、警報が解除されても、その日は休所とします。

◎地震・火災等発生時の対応について

学童保育所に被害が発生し、保育に支障をきたすと判断した場合は連絡をしますので、直ちに迎えに来てください。

また、地震・火災等の状況により電話が不通になる場合がありますので、状況に応じて迎えをお願いします。

※悪天候が予想される場合は、ニュースや天気予報に気をつけていただき、急な休所にも対応できるよう、ご協力をお願いします。

◎学校感染症等による学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖時の対応について

《主な学校感染症》

インフルエンザ・百日咳・麻疹（はしか）・流行性耳下腺炎（おたふく風邪）・風疹・水痘（水ぼうそう）・咽頭結膜熱（プール熱）・新型コロナウイルス感染症等

学級閉鎖 原則として、その学級の児童全員を対象に学童保育所への登所を停止します。

学年閉鎖 原則として、その学年の児童全員を対象に学童保育所への登所を停止します。

学校閉鎖 全児童を対象に登所を停止します。

※感染拡大を可能な限り阻止し、被害を最小限に抑えるためにもご理解とご協力をお願いします。

【学童保育運営上、上記とは異なる対応を取ることもありますので、ご了承ください。】